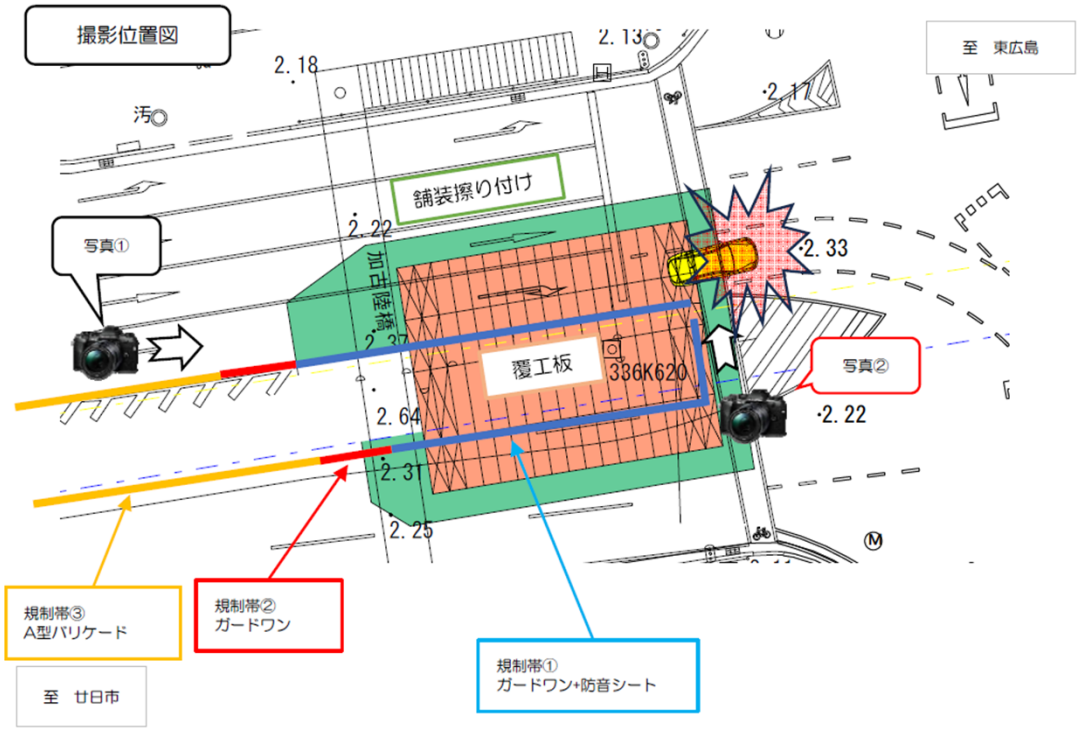
■事例1　公衆災害事故（公衆災害）【一般車両損傷】R8.10.15掲載

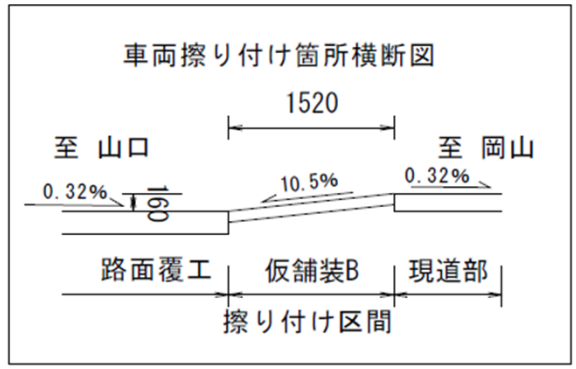
国土交通省
中国地方整備局 企画部

事故概要	路面覆工と周囲の路面とのすり付け舗装部分の勾配が一部急であったことにより、走行中の一般車両が車両前方底面を擦過し損傷させたもの。 【一般車両損傷1台】

事故発生状況











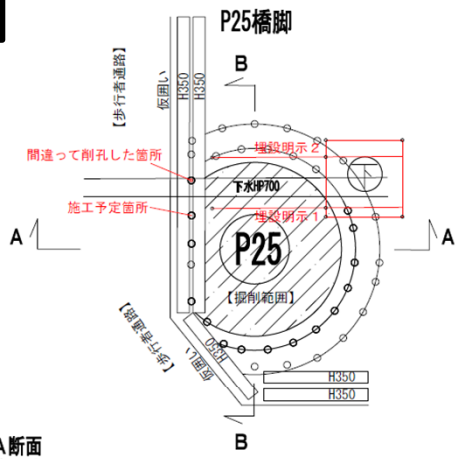
事故原因	・路面覆工と周囲の路面とのすり付け舗装の勾配確認が不十分であったこと及び、すり付け舗装の下請け指導が不十分であったことによる。
受注者の再発防止策	【擦り付け舗装の勾配】 ・覆工施工に際して事前に擦り付け勾配を確認し、路面覆工と現道部の擦り付け舗装の勾配が5%以内となるように高低差に対して幅を広くとり勾配を緩くする。 ・道路解放前に、勾配定規で5%以内であることを現場代理人又は監理技術者が確認し安全日誌へ記録する。 ・現道部の擦り付け舗装の勾配が5%を超える場合は、擦り付け舗装の修正舗装（打換、オーバーレイ等）を行う。（原則当日） ・やむを得ない場合は注意喚起看板を直ちに設置する。

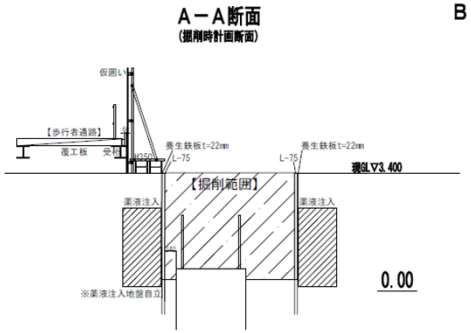
■事例2　公衆災害事故（公衆災害）【埋設物等損傷】R8.10.15掲載

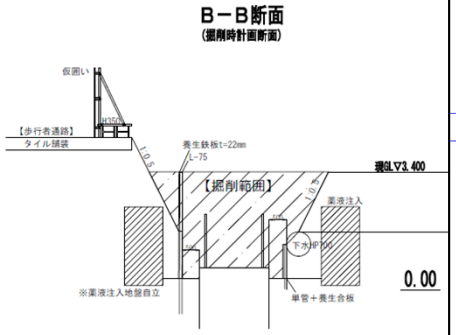
事故概要

橋梁床堀のための薬液注入作業において、削孔機器の設置困難な場所を避けるため削孔位置を変更した際に、埋設管位置を誤認して削孔したもの。
【下水管HP700の天端を貫通】

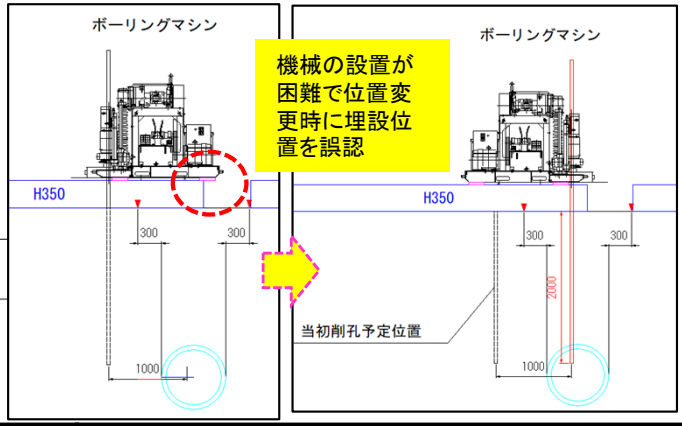
事故発生状況





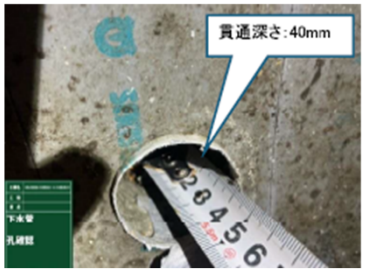






■現状写真





事故原因

・削孔位置を下請け作業員が独断で変更するなど、安全教育が不十分であったこと及び、施工計画書において、「削孔作業は、現場代理人・主任技術者・注入責任者のいずれかが立ち会いの元に行う。」とされていたがいずれも立ち会いがされていなかったことによる。

受注者の再発防止策

・削孔位置の変更に関するルールについての指導の再徹底
・埋設箇所の明示の強化・視える化
・作業開始前に埋設箇所の明示・削孔位置について関係者にて現地確認

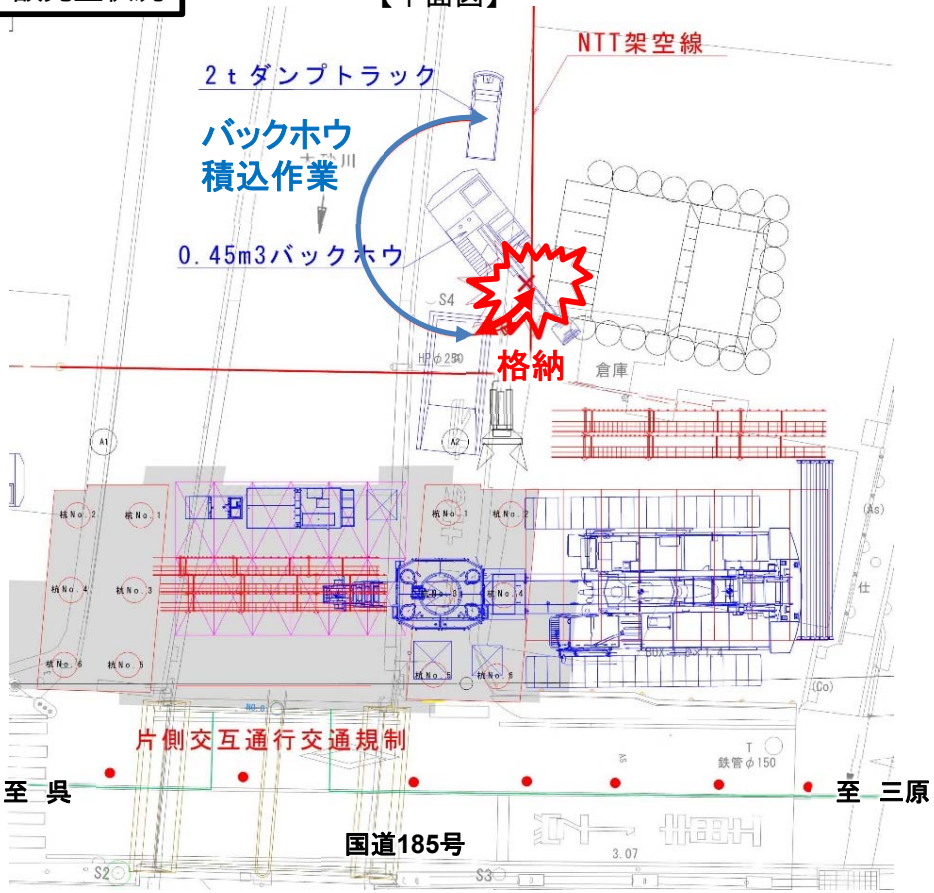
■事例3　公衆災害事故（公衆災害）【架空線損傷】R8.10.15掲載

国土交通省
中国地方整備局 企画部

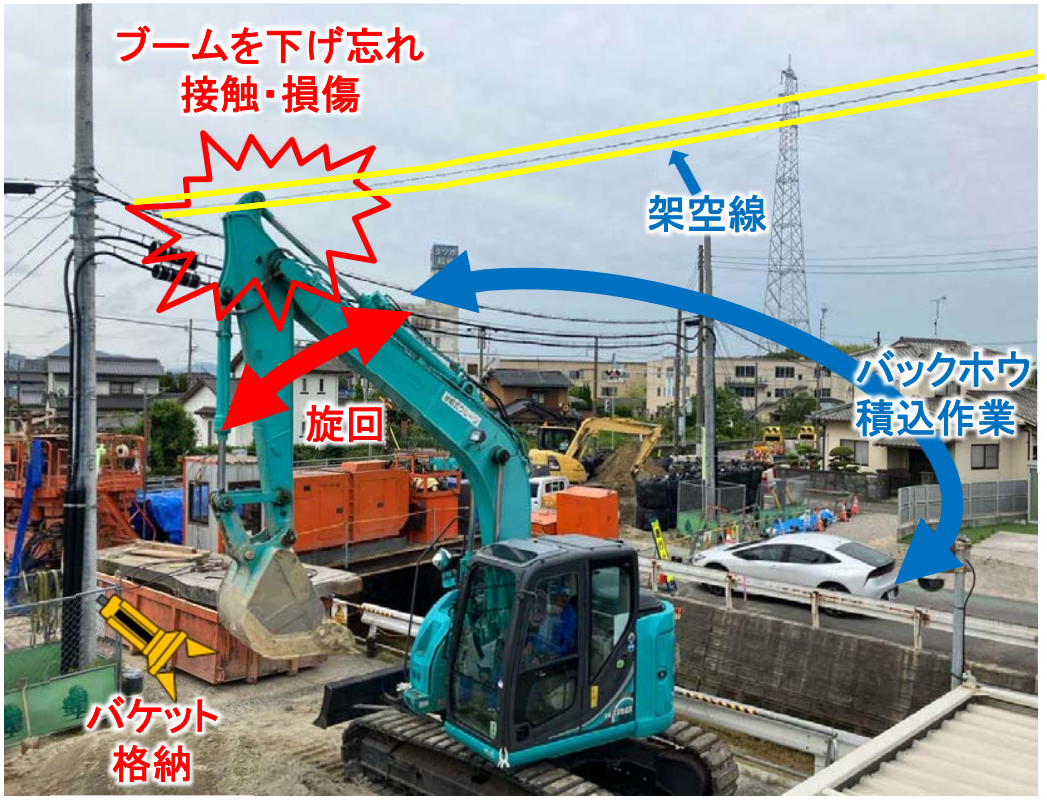
事故概要	場所打杭の掘削土をバックホウ(0.45m3)で2tダンプへの積込み作業が終了し、バケットを格納するために旋回したところ、ブームを下げ忘れ、架空線(引込み線)に接触し損傷させた公衆災害事故【影響世帯なし】

事故発生状況

【平面図】



【事故発生図】



事故原因	①監視人の不在の中、バックホウの操作を行った。 ②今回接触、損傷した引き込み線に対しては、架空線注意ののぼり旗は設置していなかった。 ③今回接触、損傷した引き込み線に対しては、当初は作業範囲外であったため、協議不足であった。
受注者の発再防止策	①監視人不在時はバックホウの旋回・移動操作を行わない。施工計画書に、旋回時は監視人の指示を仰ぎ、監視人が鍵を管理し配置後に運転者へ渡す旨を追記。安全作業手順書には、旋回時は監視人、移動時は誘導員の配置厳守を追記する。 ②架空線注意の垂れ幕を死角にならない場所へ増設、危険箇所では作業前に全員で目視確認する。 ③事前に架空線管理者と協議を行い、引込線にリボンテープで明示する。

■事例4　公衆災害事故（公衆災害）【施設損傷】R8.10.15掲載

国土交通省
中国地方整備局 企画部

事故概要

道路の舗設作業完了後、型枠材料の片付け作業を行っていた際に型枠をダンプトラックに積み込むため、重機とトイレ車の間をバックしたところ、標識柱が有ることに気付かずぶつかり破損させた。【標識柱1本損傷】

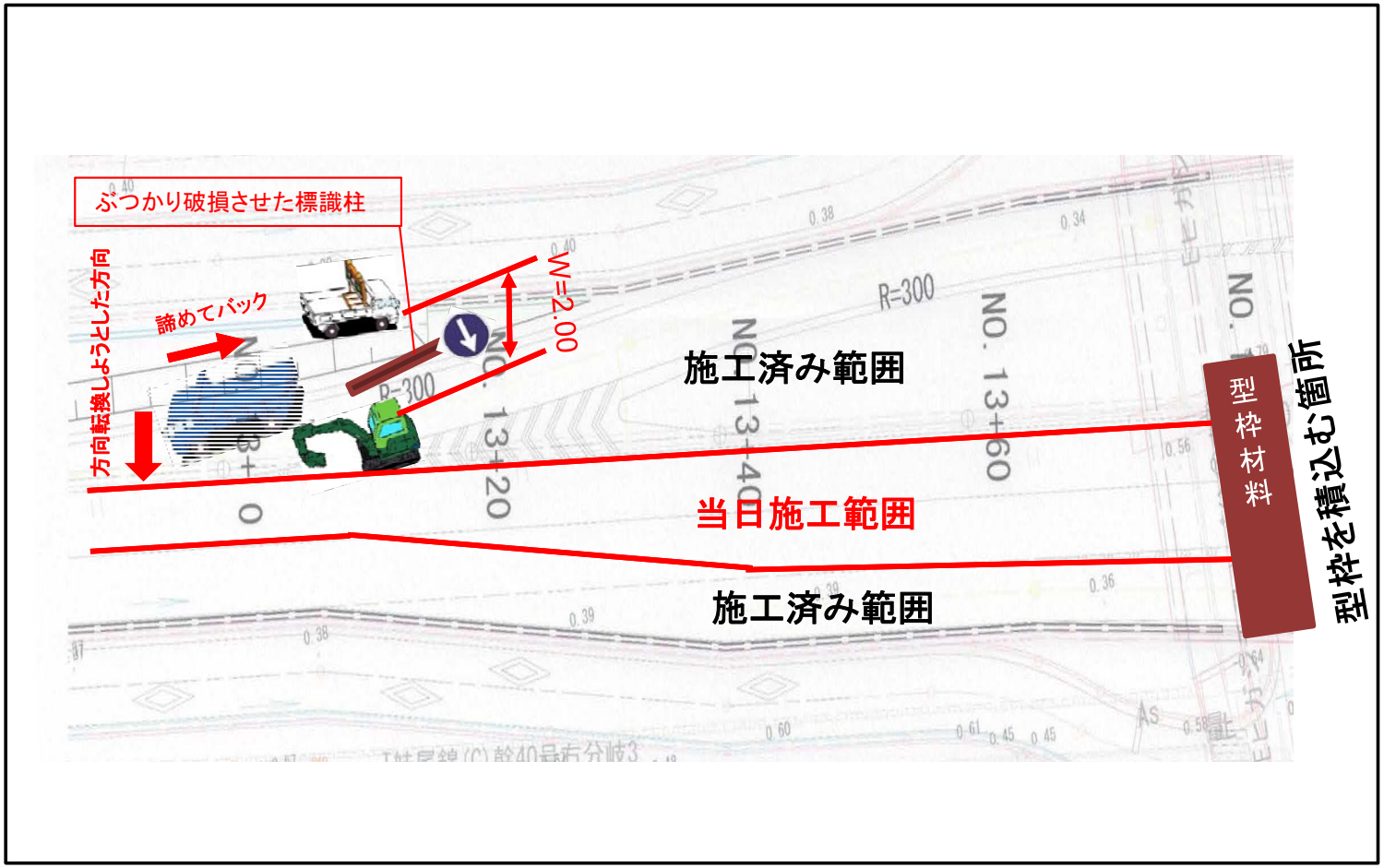
事故発生状況

【平面図】





【事故発生図】



事故原因

・ダンプトラックに乗る前に車両の後方確認を怠った。
・舗設作業を終えて気が緩み、型枠材料の片付けと共にカラーコーンまで片付けてしまった。
・舗設作業が終わったと思い、個々にやり残したことをしていたため意思疎通が図れてなかった。
・作業終了時に重機とトイレ車を縦列駐車し、作業車の通路を確保していなかった。

受注者の再発防止策

・作業手順書の内容に舗設作業から片付けまでを反映させる。
・KY活動についても片付けについてまでの予測をたてる。
・移動するときは前進とし出来ないときは誘導してもらう。
・作業中は安全施設を撤去しない、一時的に撤去する場合は必ず元に戻す。
・車両運転時は必ず周囲を1周回り状況を確認する。

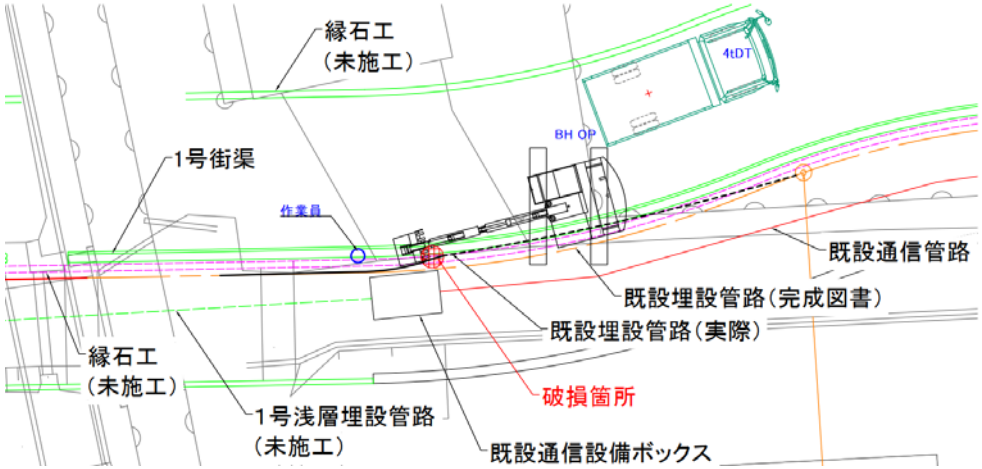
■事例5　公衆災害事故（公衆災害）【埋設物等損傷】R8.10.15掲載

国土交通省
中国地方整備局 企画部

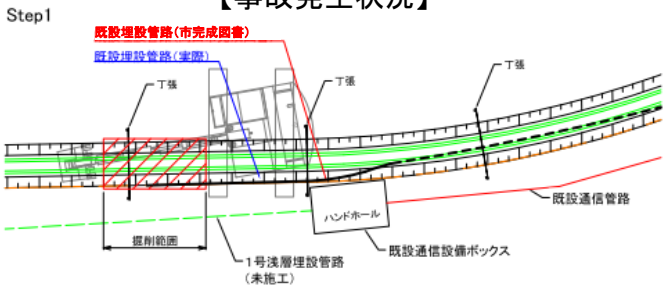
事故概要

排水構造物工（1号街渠）掘削作業をおこなっていたところ、掘削影響範囲に既設埋設管（歩道照明管路）があり、バックホウ（0.25m3）のバケットが接触し、FEP管（φ30）を破損した。
【歩道照明用埋設管路（φ30）及び電力供給線切断（市所有）】

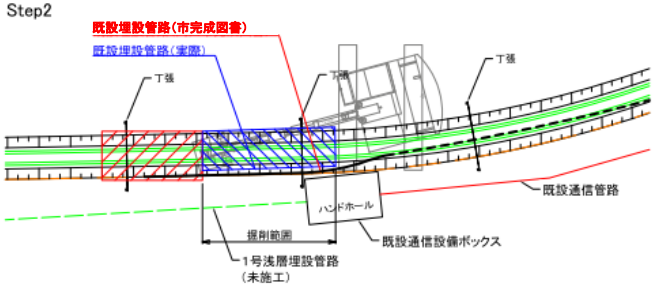
【平面位置図】



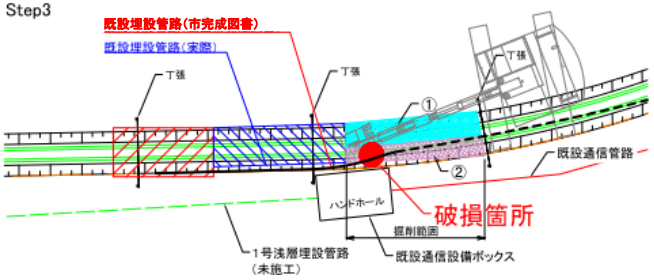
【事故発生状況】



・掘削開始
掘削法肩付近で、埋設シートが出現したが、完成図書では、離隔は確保されており、今までは問題なく1号街渠の掘削は実施できていたため、問題視しなかった。



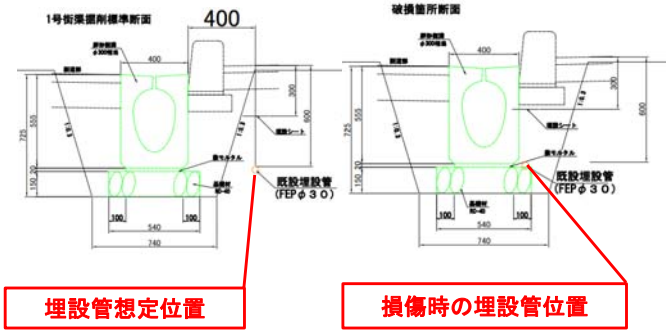
・掘削継続
埋設シート出現側は、人力により土羽落としを実施することで、機械掘削を継続した。



・破損事象発生
バックホウの盛替えを行い、
①部の掘削を実施。
①部の掘削が完了後、
②部の掘削を実施したところ、
既設埋設管が存在したため
破損に至った。

【損傷状況写真】





事故原因

・埋設管路付近での作業手順について、周知をおこなっていたが、理解が不十分であった。
・埋設管路図面と現地位置に相違はないと思い込み、埋設シート発見後も、保護砂が出てこなかったためバックホウでの掘削を継続しておこなった。
・埋設管路箇所にマーキングをしていなかった。

受注者の再発防止策

・埋設シート発見後は作業を一時中断し、元請職員へ報告する。元請職員立会の元で20cm毎に手掘先行掘削をおこない、埋設管がない場合は先行掘削深さまで機械掘削をして、所定の深さになるまで繰り返す。なお手掘先行掘削で埋設管路を発見した場合は埋設露出させた後に所定の深さまで掘削をおこなう。
・KYミーティング時に掘削時の刃先監視人を専任する。
・側道シフト部については終始・直線部については支柱間で試掘をおこないルートをスプレーを使用してマーキングをおこなう。当該作業者全員で確認後に作業をおこなう。

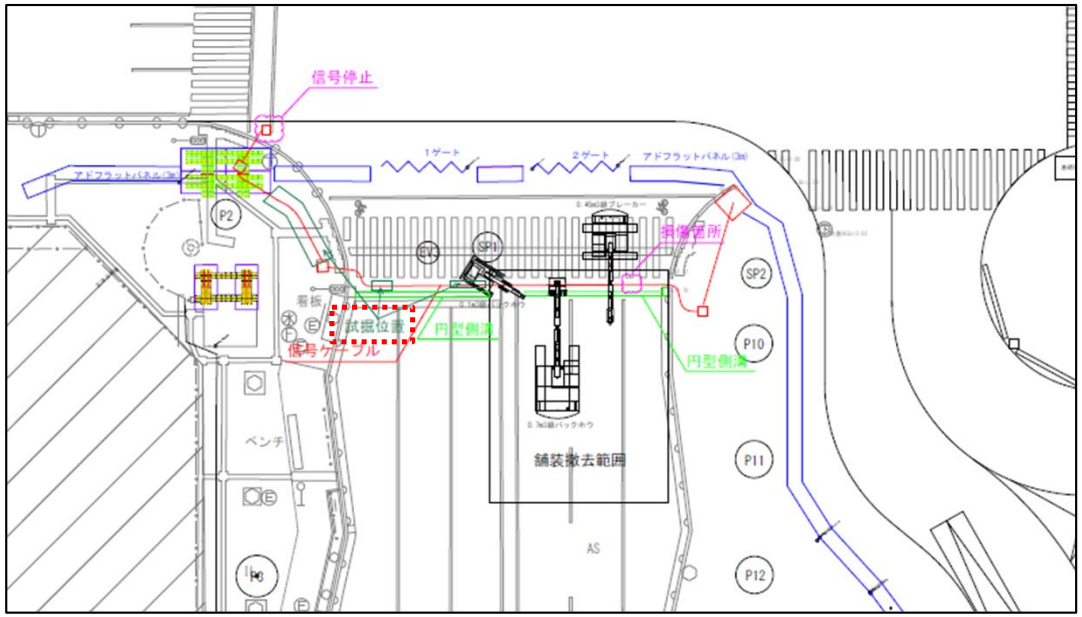
■事例6　公衆災害事故（公衆災害）【埋設物等損傷】R8.10.15掲載

国土交通省
中国地方整備局 企画部

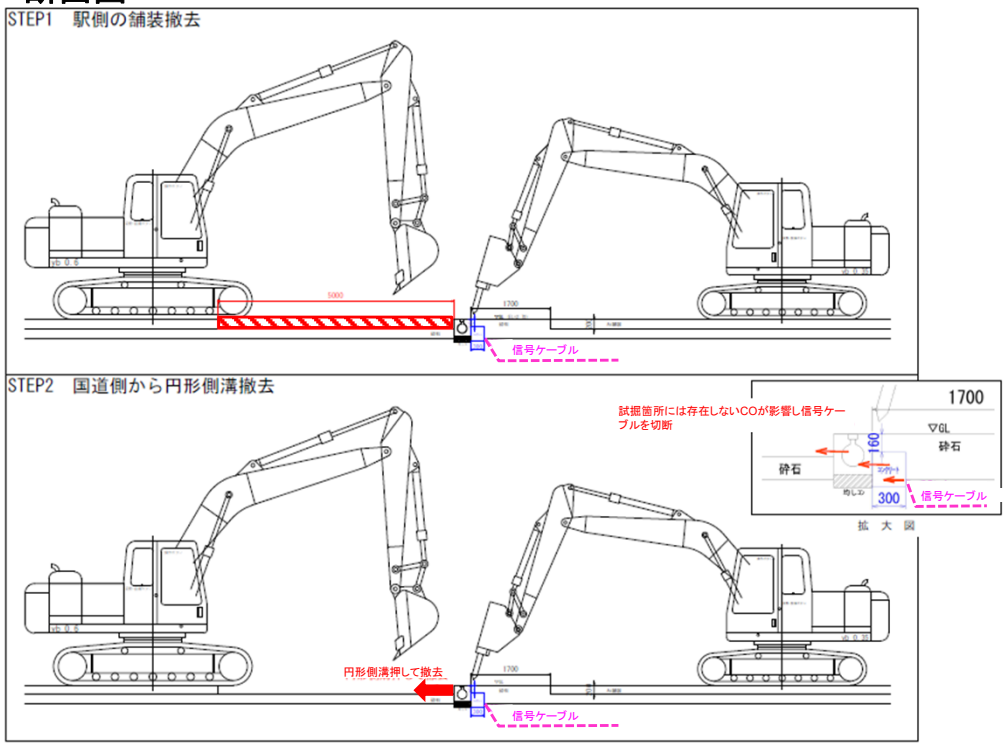
事故概要	構造物撤去工（既設水路の撤去）において、今回の施工箇所も同様であるとの思い込みにより試掘を行わず、信号ケーブルの埋設位置を目視により確認しなかったことから埋設管を切断したもの。 【信号ケーブル切断】

事故発生状況

平面図



断面図



事故原因	・今回の施工箇所も同様であるとの思い込みにより試掘を行わず、信号ケーブルの埋設位置を目視により確認しなかったことから発生した事故
受注者の再発防止策	・埋設物に漏れがないか再度現地の関係者へ連絡・確認を実施 ・埋設物に近接した構造物撤去を行う場合、撤去構造物のまわりを掘削し撤去物をあらわにし撤去を行う。 ・週間工程作成時に近接する作業を特定し、先日までに人員・作業機械などを記載した事故防止対策シートの作成・確認 ・電子KYを紙KYに変更し作業前の埋設物確認を必須事項とする。

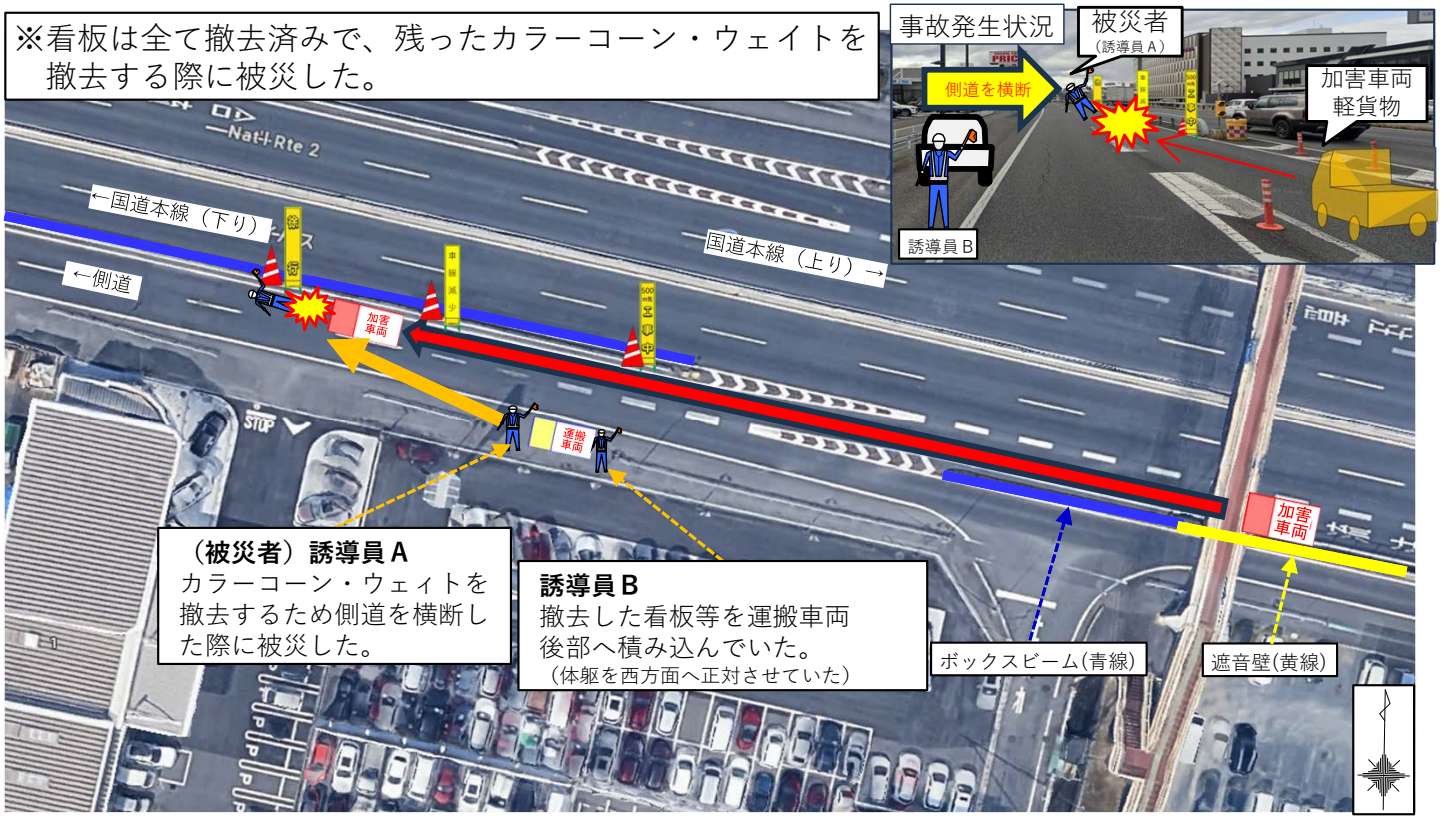
■事例7　労働災害事故（工事関係者）【交通事故（道路）】R8.10.30掲載

事故概要

保守工事における緊急工事の完了後、側道右側路肩に設置された車線減少の予告看板を撤去するため、交通誘導員が側道左側路肩から側道を横断した際、本線オフランプから側道へ進入してきた一般車両に衝突された交通事故

事故発生時の状況

※看板は全て撤去済みで、残ったカラーコーン・ウェイトを撤去する際に被災した。



事故原因

①作業手順では、２名１組で１名が後尾警戒、もう１名が撤去作業を行うことになっていたが、２名とも撤去作業にあたったため、通行車両の接近に気付くのが遅れた。
②車道の横断を伴う撤去作業だった。
③立案したKY対策の現地確認不足、及び規制看板撤去における詳細手順の記載漏れ。
④元請職員と警備会社に対して、安全教育及び指導が十分でなかった。

受注者の再発防止策

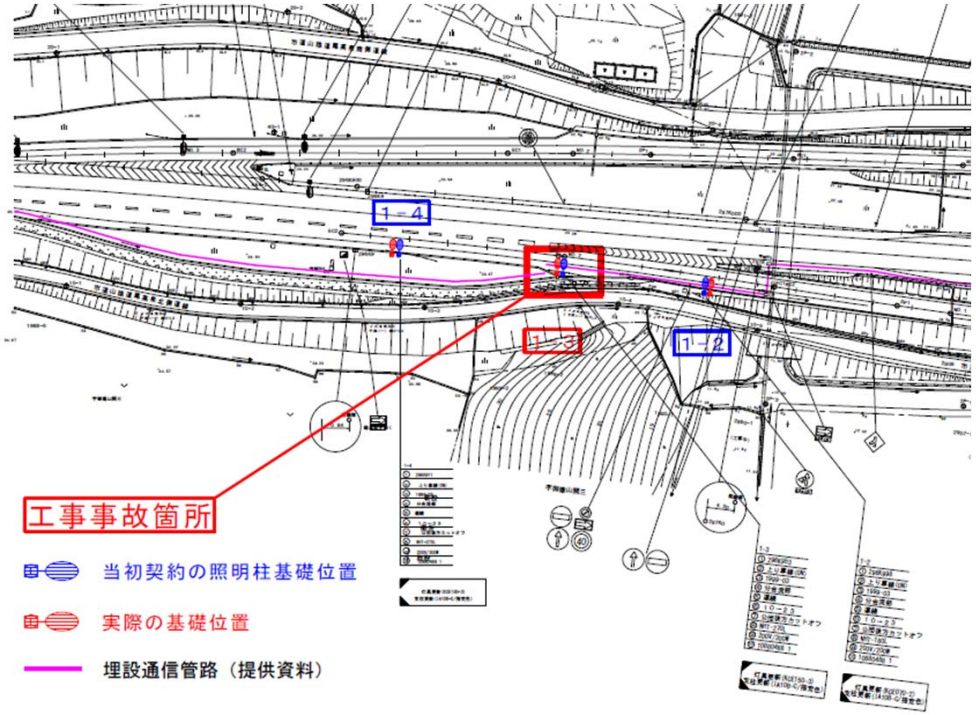
①看板撤去時は1名が後尾警戒に当たり、体躯を車両に正対させて誘導棒で注意喚起を行うとともに、不測の事態には笛で速やかに危険を知らせる。
②横断しての作業を避け、規制車による車線規制を行い車道を横断しないで規制内で撤去作業を行う。
③元請け職員が現地で作業手順を直接確認し、逸脱時は即座に作業を中止させる。また、手順の見直しと詳細なマニュアル作成を行う。
④１）他営業所の監理技術者経験者を営業所に配置して「マネジメントリーダー」に任命し、定期的な現場巡回による指導・助言を行う。
　２）元請の支店・営業所が、職員や作業従事者に対して安全意識向上のための安全教育を定期実施する。

■事例8　公衆災害事故（公衆災害）【埋設物等損傷】R8.10.30掲載

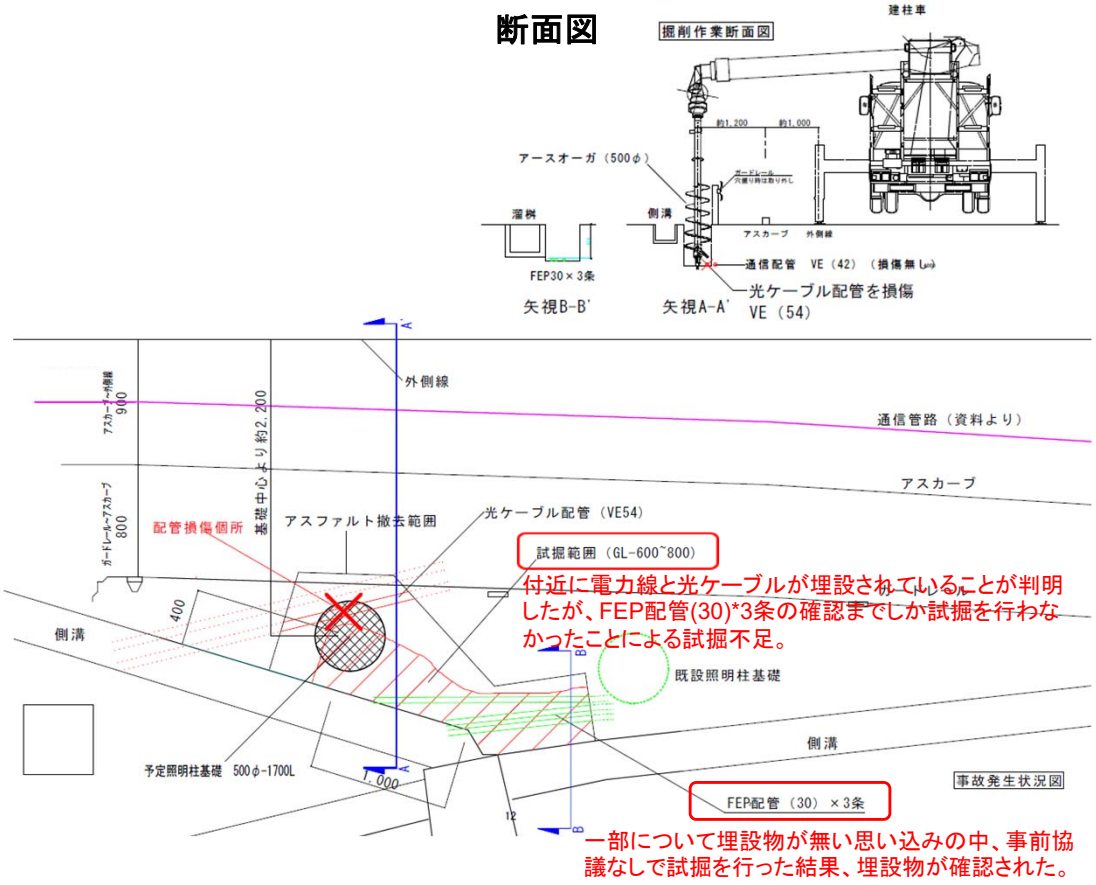
事故概要	照明設置工事において、照明柱更新に伴う照明柱基礎設置のためアースオーガによる掘削作業中に、道路管理者の光ケーブルを損傷したもの。 【道路管理用光ケーブル切断】

事故発生状況

平面図



断面図



事故原因	・複数ある埋設物確認必要箇所のうち、一部については埋設物が無いという思い込みから、事前協議を行わず試掘を行った。その結果、埋設物が確認されたため協議を行ったところ、付近に電力線と光ケーブルが埋設されていることが判明した。電力線と光ケーブルは別系統で埋設されていたが、現地状況と台帳から同一箇所にあると思い込み、1系統の管路の確認までしか試掘を行われなかったことによる試掘不足のため、光ケーブルを損傷させた。
受注者の再発防止策	・地下埋設物が近接する場合は、事前に管理者との地下埋設協議を行い、地下埋設物の位置、試掘の範囲等を確認する。 ・施工影響範囲で地下埋設物の有無を試掘（手掘り）により確認する。 ・試掘の際は、埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会を行う。